

農業委員会報 52号

編集と発行 令和8年3月 茨城町農業委員会/東茨城郡茨城町小堤1080 (茨城町役場内)
電話 (029) 240-7117 (直通)



小松 三男さん(木部)

地域の担い手紹介

木部地区の小松三男さんは、栗の栽培を中心にやっている専業農家です。定年後、親から農業を引き継ぎ、約700本の栗を栽培しています。家族で農作業をしているため、収穫時期が重ならないよう、早生や晩生を含め6種類の栗を作付しています。

4年前には、地元の栗生産者とともに、組織を立ち上げました。仲間同士で土づくりや剪定の仕方、害虫対策などの情報交換を行っており、仲間とのやりとりは仕事のやりがいにもつながっているそうです。

小松さんは「木も生きています。丁寧に手入れをして、たくさん収穫できた時はうれしい。収穫作業など大変な時期もあるが、自分の健康にも気を配りながら、できるだけ長く農業を頑張りたい」と話してくれました。

小松さんの今後一層の活躍を期待しています。

主な内容

○地域の担い手紹介	表紙
○会長あいさつ	2頁
○担い手への農地集積・集約化の推進	2頁
○利用状況調査・利用意向調査	3頁
○トラクター等を使用する皆様へ	3頁
○認定農業者制度・家族経営協定	4頁
○農地の相続・年金の現況届	4頁
○農地の権利移動	5頁
○農地の権利情報・標準農作業料金	5頁
○賃借料情報・標準農作業料金	5頁
○活動報告	6頁



茨城町農業委員会
会長 箭原 和敏

農家の皆様には、日頃より当委員会の活動に対し、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年4月に、第24期農業委員15人と第4期農地利用最適化推進委員10人が任命されて間もなく一年となります。これからどうぞよろしくお願いたします。

さて、私たち農業者をとりまく状況は、現在も厳しいものがあります。ロシアによるウクライナ侵攻には終わりが見えず、中東のほか、最近では中南米などでも情勢が緊迫化しています。円安の影響もあり、肥料や燃料、資材の調達をはじめ、流通など幅広い分野で価格の高騰に苦勞しています。また、少雨、豪雨、高温など、近年続く異常気象により、やむなく作付計画の見直しに迫られるなど、農業経営

にも深刻な打撃を与えています。

このような厳しい状況において、高齢者の離農や後継者不足により担い手が減少しており、農業従事者の確保は、今後ますます重要な課題であります。

農業委員会では、担い手への農地の集積・集約化に向けた農地に関する調整や、遊休農地の発生防止・解消のための農地パトロールの実施、農地法に基づく審査業務など、農地利用の最適化を推進しております。

また、委員は日頃から皆さんの相談に応じています。農地の売買や貸借のほか、転用などを計画されている方は、遠慮なくお声掛けいただけますようお願いいたします。

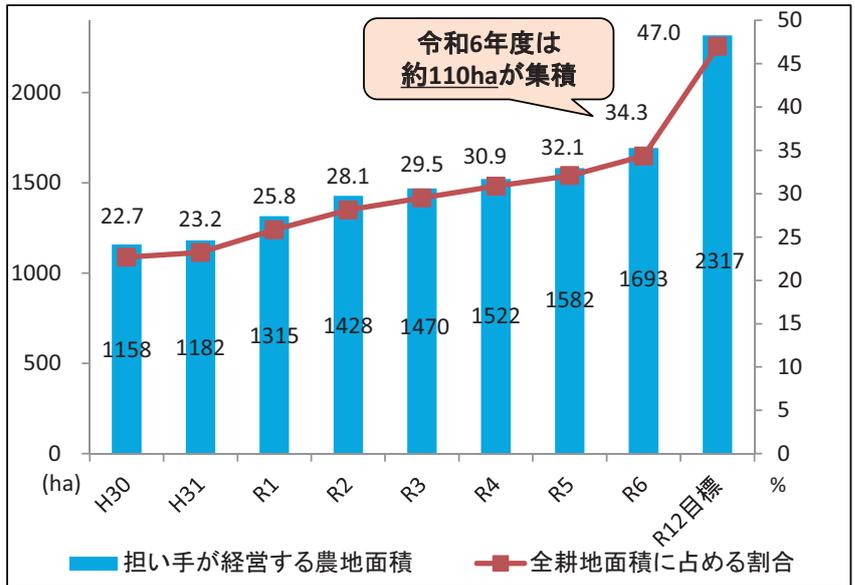
これらの取り組みは、昨年度、町が策定した「地域計画」の実現に大変重要なものとなりますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願いたします。

今後、農業委員会業務に、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

担い手への農地集積・集約化の推進

農業委員会では、効率的かつ安定的な農業経営のために農地利用の最適化の推進の一つとして、担い手への農地集積・集約化を進めています。担い手への農地集積・集約化とは、農地を相続した会社員の方や農業経営をリタイアする方などの出し手農家の貸付希望農地を、経営規模拡大意向のある担い手に集めることです。

茨城町の担い手への農地集積の状況は、令和6年度末（R7.3月末）時点で1,693ヘクタール、集積率34.3%となっています。町の基本構想で定める令和12年度末の集積率47%を目指し、今後も委員間の連携をさらに強化しながら、農地集積・集約化に取り組む必要があります。



農業委員会の業務

- 農地関係
 - ・農地法に基づく農地等の利用関係調整に関する事
 - ・農地中間管理機構の活用促進に関する事
 - ・遊休農地対策に関する事
- 農地等の利用の最適化の推進関係
 - ・農地の集積・集約化
 - ・遊休農地の発生防止・解消
 - ・新規参入の促進
- 農政関係
 - ・農政に関する意見書の提出
 - ・農業者との意見交換会の実施
- その他の法令に基づく業務
 - ・家族経営協定に関する事
 - ・農業者年金に関する事
 - ・農業者のための調査研究に関する事(標準農作業料金等)
 - ・農業者に対する啓発宣伝に関する事(会報の発行等)



お知らせ

利用状況調査について

遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導や農地の違反転用発生防止等のため、農業委員と農地利用最適化推進委員が事前調査をもとに、農地法第 30 条に基づき、年 1 回、利用状況を調査します。

調査期間／毎年 7 月から 8 月まで

対 象／町内にあるすべての農地

※調査時に農地に立ち入ることがありますので、ご了承ください。

利用意向調査について

利用状況調査により、作付していることが確認されない農地を対象に、今後の利用意向の把握のため、11 月から 1 月頃に利用意向調査を実施しています。

荒れてしまった農地は、病害虫の発生の原因や、有害鳥獣の隠れ家となるおそれもあり、周辺の耕作者に迷惑をかけるだけでなく、景観や生活環境の悪化にもつながりかねません。適正な管理をお願いいたします。



利用意向調査の対象者が変更になりました

農地法施行規則の一部改正により、令和 3 年度から前年の調査の回答の有無にかかわらず、全ての遊休農地の所有者が意向調査の対象となっています。調査が届いた際には、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

農作業でトラクター等を使用する皆様へ

田畑での農作業で、トラクターやコンバインを使用する際は、以下の点にお気を付けください。



道路を走行するときは、土や泥をよく落としましょう

農耕用車両での農作業後、田畑から道路へ出るときは、必ず機械の泥や土を落としてから道路を走行していただくようお願いします。道路に落ちた大きな泥や土のかたまりは、通行の妨げや交通事故の原因にもなるため、大変危険です。道路に泥や土を落としてしまったときは、落とした泥の清掃にご協力をお願いいたします。

トラクターでの作業時の事故防止について

トラクターでの公道走行時や農作業時における事故防止のため、安全フレーム付（追加装備や買替）のトラクターを使用し、作業中はヘルメット・シートベルトを着用して、周囲の安全確認を徹底し、安全運転をお願いいたします。

認定農業者制度

〈制度の仕組み〉

認定農業者制度は、農業者が町の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする計画を町が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して支援措置を講じようとするものです。

農業経営改善計画の認定を受けた農業経営者を「認定農業者」と呼んでいます。

認定を受けようとするときは、次のような内容を記載した「農業経営改善計画書」を作成のうえ、認定を受ける必要があります。

- ・ 農業経営の現状
- ・ 経営規模の拡大に関する目標
- ・ 生産方式の合理化の目標
- ・ 経営管理の合理化の目標
- ・ 農業従事の態様等の改善の目標
- ・ 目標を達成するためにとるべき措置

〈認定農業者に対する支援措置〉

「認定農業者」は、次のような支援措置が受けられます。

- ・ 経営改善の達成に必要な農機具等購入のための長期低利資金の融資
- ・ 一定水準の規模拡大を行った場合、機械、施設の減価償却費の割増計上
- ・ 農業者年金の保険料の一部助成
- ・ 経営管理能力向上に向けた講習会への参加
- ・ 経営改善のための情報提供 等

問い合わせ先
町生活経済部 農業政策課
直通電話：029-240-7118

家族経営協定を結んでみませんか

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、「経営方針」や「役割分担」、「働きやすい就業環境」などについて、家族間の話し合いに基づき取り決めるものです。

茨城町では、現在 62 組のご家族が協定を結んでいます。家族に合わせた協定を結び、魅力ある農業経営を目指してみませんか。

〈メリット〉

- ・ 認定農業者に共同で認定申請ができる
- ・ 農業者年金の保険料の国庫補助が受けられる

農地の相続について

○相続登記が義務化されました（令和6年4月1日～）

相続や遺贈により不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられました。施行日（令和6年4月1日）より前に取得したことを知った不動産についても、令和9年3月末までに登記申請が必要となります。相続登記の手続きは法務局へご相談ください。

水戸地方務局 不動産登記部門 ☎029-221-5130

○農地を相続したときは・・・

相続等で農地の権利を取得した場合は、相続登記完了後に農業委員会に届出が必要です。届出の様式は、町ホームページに掲載及び農業委員会窓口にて備え付けております。

農業者年金を受給されている方は 現況届を忘れずにご提出ください！

農業者年金の受給権者は、毎年現況届を提出することになっています。これは受給権の確認を行うもので、期日までに提出がないと年金の差し止めとなる場合がありますので、必ずご提出ください。

対象の方には、5月末に現況届の用紙が農業者年金基金から送付されますので、町農業委員会事務局へご提出をお願いします。

【提出期間】 6月1日～6月30日



農業をとりまく様々な情報や、
農業経営に役立つ新しい
知識・技術をお届けします。

- ◎発行日 毎週金曜日
- ◎購読料 月額900円(R8.4月～)
- ◎申込先 農業委員会事務局

農地の権利移動には許可が必要です！

農地の贈与や売買、貸借権の設定、転用等をするときは、農業委員会の許可が必要です。農地とは、登記簿地目に限らず、現況が農地の形状にある土地も該当します。

農地の所有権移転、耕作権の設定・・・農地法3条許可申請
自己所有農地を自らが転用して使用・・・農地法4条許可申請
権利の移転、設定を伴う転用・・・農地法5条許可申請

締切日と総会日

申請の締切 毎月10日

農業委員会総会 毎月25日

※土日、祝祭日の場合は翌開庁日となります。

※許可を受けた後は、法務局での手続きをお願いします。
所有権移転を伴う許可 → 所有権移転登記
転用を伴う許可 → 転用事業完了後、地目変更登記

茨城町農地の賃借料

この農地賃借料は、令和7年1月から令和7年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準です。

	地域名	平均額 (円) /10 a	最高額 (円) /10 a	最低額 (円) /10 a	データ数 (件)	物納
田の部	長岡地区	13,000	13,000	13,000	18	56kg~91kg、27件
	川根地区	12,000	18,000	5,000	31	30kg~60kg、73件
	上野合地区	8,600	8,600	8,600	1	50kg~90kg、10件
	沼前地区	15,000	16,000	10,000	373	60kg~120kg、114件
	石崎地区	15,600	16,000	10,000	267	30kg~90kg、32件
	茨城町全域	15,100	18,000	5,000	680	30kg~120kg、256件
畑の部	長岡地区	8,100	10,000	5,000	20	
	川根地区	9,200	10,100	7,000	26	
	上野合地区	10,400	15,000	8,000	60	
	沼前地区	11,200	20,000	7,600	102	
	石崎地区	9,500	20,000	4,500	35	
	茨城町全域	10,300	20,000	4,500	243	

注意事項

- データ数は、集計に用いた筆数です。
- 平均額は算出結果を四捨五入し 100 円単位としています。
- この情報は個別の農地の賃借料を規定するものではありませんので、圃場の状態等を考慮し、当事者間で協議してください。

茨城町標準農作業料金

	作業内容	単位	標準料金 (円)	
田の部	育苗 (中苗購入種子使用)	1箱	1,000	
	耕起	10a	6,600	
		2 番耕起	10a	6,600
	あぜ塗り (片面)	1m	60	
	代かき	10a	9,000	
	機械田植え (苗代別)	10a	8,000	
	肥料散布 (肥料代別)	10a	2,000	
	機械刈取 (コンバイン)	10a	22,000	
	乾燥・調製 (もみすり含む)	水分27%以上	60kg	2,200
		水分27%未満	60kg	2,200
もみすり	60kg	1,000		
畑の部	耕起	10a	6,600	

茨城町標準農作業料金は、農業者の方が農作業の受委託契約を結ぶ場合に標準となる料金です。

適用地域は茨城町全域となります。

注意事項

- 本表は「消費税抜き」の料金ですので、必要に応じて消費税を加算してください。
- この額は標準額ですので、圃場の状態や作業の難易度、社会情勢や経済状況など、上記の金額によることが適当でない場合は、当事者間で協議してください。
- 農作業料金については、令和7年10月基準「茨城県最低賃金（時給）1,074円」を参考にしてください。

活動報告

視察研修 ～福島県西郷村農業委員会～ R7.11.10

福島県西郷村において、「女性農業委員の登用に向けた取り組み」と「農地利用の最適化」について研修を行いました。

女性農業委員の登用については、令和2年に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画で、女性農業委員の割合を30%にすることを目指すとされています。

西郷村農業委員会では、令和5年の改選後、農業委員と推進委員を合わせた女性委員の割合は、21%となっています。女性委員の定着に向けて、事務局や委員同士のコミュニケーションを図り、居心地の良い環境づくりに努めているそうです。

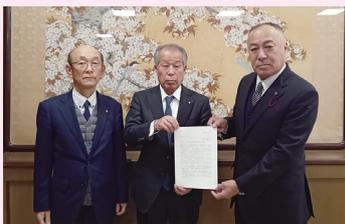
農地利用の最適化については、西郷村の総面積は茨城町の1.5倍ほどありますが、山間地域のため、農地面積は茨城町の4割ほどです。しかし、農地の集積率は54%と茨城町よりも20%ほど高い状況でありました。酪農が盛んで、山間部の畑でも牧草を栽培する農家(法人を含む)も多く、集積が進んでいるそうです。また、荒廃した農地を初期段階で解消できるよう、早期の行動を心がけているそうです。

当日は、双方の農業委員と農地利用最適化推進委員が、日頃の活動についての意見交換なども行い、有意義な研修となりました。



意見書の提出 R8.2.6

農業委員会では、茨城町の農業を持続性・発展性のある産業として次世代に引き継ぐため、国や県の事業のほか町独自の施策が継続して実施されるとともに、社会情勢を踏まえた新たな取り組みへの支援がされるよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、町及び町議会に対し、農業施策等に関する意見書を提出しました。



地域計画が策定されました

農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村は「地域計画」を策定することとなり、茨城町では、令和7年3月に5地区(旧村単位)で策定されました。

地域計画とは、地域農業の将来の在り方に加え、将来の農地利用を示した目標地図を作成し、さらなる農地の集積・集約を図るものです。

農業委員会では、地域計画の中で10年後の農地を誰が耕作していくのかを、目標地図という形で作成しました。

地域計画は、策定がゴールではありません。今後も、地域の実情に合ったより良い計画となるよう、定期的な見直しを図っていきたいと考えています。

なお、地域計画内の農地を転用する場合は、地域計画からの除外が必要となり、通常より許可までの時間を要する場合があります。農地の転用をお考えの際は、お早めにご相談ください。

地域計画の詳細や目標地図は、町ホームページで公表していますのでご覧ください。

編集後記

農業を取り巻く環境は、社会情勢の変化や、異常気象による自然災害の影響など、多岐にわたる課題に直面しています。日々変化する情勢に注視し、今後も地域農業の発展に努めるとともに、皆様の経営のさらなる向上に期待したいと思います。最後に、今回取材にに応じていただきました小松三男様、本当にありがとうございました。

広報委員長 立川 俊一